

令和6年度保育所等入所申込の手引き

申込期間

別紙「令和6年度保育の必要性の認定申請・入園申込期間」をご参照ください。

先着順ではありませんので期間内にお手続きください。

※ 東彼杵町在住の方で、町外の保育所・認定こども園を希望の場合、園の所在する自治体の締切までに申し込む必要がありますので役場こども健康課子育て支援係までお早めにお申し込みください。

申込方法

認定を希望される場合は、役場こども健康課子育て支援係にお申し込みください。

- 1号認定 4月1日に3～5歳で保育の必要がない子ども
※4月1日に2歳であっても3歳の誕生日の翌月から1号認定として利用することができます。
- 2号認定 4月1日に3～5歳で保育の必要がある子ども
- 3号認定 4月1日に0～2歳で保育の必要がある子ども

申込書類

1号認定

- ①支給認定申請書（子ども1人につき1枚）…様式1
- ②入所に関する誓約書・承諾事項…様式2

2号、3号認定

- ①支給認定申請書（子ども1人につき1枚）…様式1
 - ②入所に関する誓約書・承諾事項…様式2
 - ③保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書など）
- ※ 保護者の収入額合計が103万円未満の場合、同居家族のうち所得の中心者の町民税額が保育料算定の対象となります。
- ※ 申請書にはマイナンバーの記載がない場合、課税証明書や身体障害者手帳・療育手帳等の提出が必要となる場合があります。
- ※ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が同一世帯にいる場合は、保育料の軽減措置があります。

入所選考と決定について

園の受け入れできる人数以上の申込があった場合は選考となり、保育の必要性の高い子どもから順に決定します。各月の受付期間最終日から、1週間程度で認定証と利用が決まった施設についてお知らせします。

（4月など申込が多数となる月は時間を要する場合があります。）

認定証とは保育の必要を認める書類です。認定証で保育所等が利用できるわけではありません。

利用施設については、利用者負担額決定通知書でご確認ください。入所施設が決まったら園へ連絡し、園に必要な物、面談、入園式等の確認をしてください。

翌年度も利用を希望する場合、例年11月頃更新の手続きのための案内をお送りします。その際には保育の必要性を再確認しますので就労証明書等を提出していただきます。

保育を必要とする事由と必要書類

保育を必要とする事由	必要書類
就労	雇用されている場合…就労証明書 ※ 自営業（農業含）の場合は確定申告書写し等が別途必要
疾病・障がい	疾病・障がい状況申立書 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
介護等	介護・看護状況申立書 要介護保険証や身体障害者手帳等の写し
災害復旧	罹災証明書など
求職活動	求職活動状況申立書
就学・職業訓練	保育所等利用申立書 在学証明、職業訓練受講指示書などの写し
妊娠・出産	保育所等利用申立書 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日のわかるページ）
育児休業（継続利用）	保育所等利用申立書 就労証明書

保育期間について

保育を必要とする事由ごとに利用できる期間が異なります。

就労・就学…就労等開始の2週間前から保護者の就労等終了、もしくは年度末まで

入院…入院期間2週間前から退院日まで

自宅療養…療養期間が明示された診断書等に記載された期間

出産…予定日の前後3か月

求職活動…3か月

※ 就労・就学の場合、「慣らし保育」として最長で2週間前から入所することができます。「慣らし保育」の期間も入所の期間に含まれ保育料が日割りで発生します。



保育を受けられる時間（保育の必要量）

保育所等では、保育を必要とする事由及び就労時間等によって保育を受けられる時間が「保育標準時間」か「保育短時間」かに分かります。

	就労時間
保育標準時間	父・母それぞれ月120時間以上の労働
保育短時間	父・母それぞれ月60時間以上120時間未満の労働

- ※ 保育の時間帯は各園にお問い合わせください。時間帯を超えた利用は延長保育となり別途料金が発生します。ただし、就労時間が120時間に満たない場合でも就労時間帯との関係から保育短時間認定に係る利用時間を超えて利用せざるを得ない場合は保育標準時間認定とすることがあるのでご相談ください。
- ※ ひとり親家庭の場合、母（父）のみの就労時間で保育時間を決定します。
- ※ 求職活動を理由に園を利用する場合は保育短時間となります。

利用者負担額（保育料）について

東彼杵町は独自の子育て支援で保育料を完全無償化しているため、0～2歳児の保育料は0円です。

3歳児以上（満3歳の1号児を含む）の副食費の免除該当／非該当については、保護者等の住民税額で決定します。

3歳児以上（満3歳の1号児を含む）の保育料は無償です。毎年4月と9月に再計算してお知らせします。

令和6年4月分～令和6年8月分…令和5年分の住民税

令和6年9月分～令和7年3月分…令和6年分の住民税

- ※ 保育所を利用される方の保育料は東彼杵町に、認定こども園・幼稚園を利用される方の保育料及び保育所・幼稚園・認定こども園の副食費は各園に納めることとなります。町外の園を利用する場合も同様です。

預かり保育

1号児は、1号児の保育時間の前後にも預かり保育として園を利用することができます。その場合、保育料とは別に利用料がかかります。土曜日や夏休みなどの長期休暇中も預かり保育として園を利用することができます。

保育の必要性が認められる1号児の預かり保育の利用者負担額は、申請により450円×日数と実際に支払った額のいずれか低い額（月額11,300円上限）の補助を受けることができます。（満3歳児については非課税世帯に限る。）

認定を希望される方は利用前までに、別紙「子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書」と「保育を必要とする事由を証明する書類」（2ページの「保育を必要とする事由と必要書類」参照）を提出してください。

退所について

保育所等を退所する場合は、東彼杵町役場に退所届を提出する必要があります。町外へ転出する場合も同様に退所の手続きを行ってください。その場合、退所日は転出日前までの日付となります。

転出後、同じ園を利用希望の場合は一度東彼杵町で退所手続きをし、転出後に新しい住所地の自治体で再度入所手続きをする必要がありますので、転出前に新しい住所地の自治体にご相談ください。



申込内容等の変更について

以下の内容に変更があった場合、もしくは変更を希望する場合、速やかに東彼杵町役場に変更届等の提出が必要です。

- ・ 保育を必要とする事由（勤務先の変更、退職等）
- ・ 保護者、園児の住所、氏名、園児の家族状況（園児の保護者の結婚、離婚等）
- ・ 利用の保育施設
- ・ 認定区分の変更（1号児、2号・3号児）
- ・ 税額

※ 変更内容によっては添付書類が必要となります。子育て支援係の窓口、電話等でご相談ください。

町内保育施設

	ひまわりえん	やまだこども園	認定こども園つばさ
住所	彼杵宿郷362番地1	蔵本郷1510番地	平似田郷702番地
電話番号	0957-46-1485	0957-46-0824	0957-47-0648
1号定員	15人	15人	90人
2, 3号定員	55人	90人	90人
開所時間	7:00~18:00 (延長19時まで)		
満3歳児保育	○	○	○
その他	休日保育実施	病後児保育実施	—

お問い合わせ

東彼杵町こども健康課子育て支援係 ☎0957-46-1196

〒859-3808 東彼杵町蔵本郷1850番地6

